

第2回事務所職員講習会 再案内

事務所職員を対象とした講習会を2日間の日程で次のとおり開催いたします。職員を対象とした講習会となっておりますので、会員の受講はご遠慮くださいますようお願いいたします。

■令和2年9月10日（木）午前10時～午後4時

【テーマ】令和2年度消費税改正&日本型インボイス制度

【講師】税理士 熊王 征秀 氏

【講師より】 令和2年度の消費税改正では、法人の確定申告期限の延長制度の創設のほか、居住用賃貸建物に対する仕入税額控除が制限されることになりました。本改正により、賃貸物件に対する消費税の還付スキームは大きく変わることになります。

また、令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（日本型インボイス制度）についても、来年10月から登録申請がスタートしますので、制度の内容や実務上の留意点を早めに確認しておく必要があります。

【主な内容】 I 令和2年度消費税改正

- 1 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設
- 2 居住用賃貸建物に対する仕入税額控除の制限
- 3 賃貸用物件に係る課税区分の実質判定
- 4 高額特定資産に該当する棚卸資産に対する3年縛りの適用

II 日本型インボイス制度

- 1 区分記載請求書等保存方式
- 2 適格請求書等保存方式

■令和2年9月11日（金）午前10時～午後4時

【テーマ】相続・贈与税の基礎知識

【講師】税理士 大畑 智宏 氏

【講師より】 相続税・贈与税の実務に最低限必要な財産評価実務以外の基礎知識を解説します。研修内容は、相続人の判定、課税対象となる財産、相続税の計算及び贈与税の基礎等となります。相続実務を経験したことのない職員の方が、相続税及び贈与税の基礎知識を体系的に理解することで、事務所の相続関連の仕事に多大な貢献が出来るようになることを目的としております。これから相続関連の知識を身に着きたい初心者の方が理解できる内容です。

【主な内容】 I 相続税・贈与税とは？

- II 相続人・相続分
- III 相続手続き
- IV 相続税の課税財産及び控除する債務
- V 相続税の計算・税額控除
- VI 相続税申告及び納付
- VII 贈与税

【場所】有楽町朝日ホール（千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11階）

【受講料】9月10日（木）、11日（金）の2日間で1名につき6,000円

【申込締切】9月3日（木）ただし、締切日前に定員（先着順 300 名）に達したときは、その日を締切日といたしますので、ご容赦ください。

- 【申込方法】
1. 申込書に記入のうえ、東京税理士協同組合あてに FAX または本組合ホームページよりお申込みください。（※ 申込書記載事項等の個人情報は、当講習会のみ利用いたします。）
 2. 申込みを受付後、2 週間程度で仮受付確認書を FAX いたしますので、その書面に従い、本組合指定口座に受講料をお振込みください。仮受付確認書が届かない場合は、お手数ですが本組合までお問い合わせをお願いいたします。また、定員に達している場合は、その旨お知らせいたします。
 3. 入金確認後、申込者に「受講票」を開催日約 2 週間前から郵送いたします。

お申込み・お問い合わせ先

①FAX でお申込みの方は、《講習会申込書》にご記入のうえお申込みください。

FAX : 03 (3341) 7189 (研修会専用回線)

②本組合ホームページからもお申込みいただけます。ぜひご利用ください。

<https://www.tozeikyo.or.jp/>

③お問い合わせ先：東京税理士協同組合 購買事業課 TEL 03-3354-6141

R2. 9. 10~11

令和 2 年度
第 2 回事務所職員講習会申込書

所属支部 _____ 支部 登録番号 _____

氏 名 _____

事務所所在地 〒 _____

事務所 TEL () _____

事務所 FAX () _____

受講者氏名

--

計 _____ 名

<※ 楷書にてはっきりとお書きください>

受付No. _____